

産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、市内の中小企業者、協同組合等及び生産者団体と県内の学術研究機関又は市内の医療機関とが連携し、新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行うことを支援することにより、本市における新たな産業の育成を促進することを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2）協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。
- （3）生産者団体 5人以上の生産者により構成された団体であつて、規約を有するものをいう。
- （4）学術研究機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 国立大学法人鳥取大学
 - イ 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
 - ウ 公立大学法人公立鳥取環境大学
 - エ 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校
 - オ 公益財団法人鳥取県産業振興機構
 - カ 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
 - キ 公益社団法人氷温協会
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、県内に存する研究機関
- （5）医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の右欄に定める者とする。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- （1）原材料費及び副資材の購入に要する経費
- （2）機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- （3）外注による加工に要する経費（設計委託、ソフトウェア開発委託等の経費を含む。）
- （4）技術指導の受入れに要する経費
- （5）共同研究費
- （6）市場調査費、印刷製本費、広告宣伝費、旅費その他新たな事業活動に必要な経費
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める経費

（補助金の額）

第7条 本補助金の額は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、20万円を限度とする。

（補助金の交付）

第8条 一の補助対象事業に係る本補助金の交付は、当該補助対象事業に係る補助対象者のいずれかに対してのみ行うものとする。

（交付申請）

第9条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が定めるところにより、規則第6条第1項の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金事業計画書（別記様式第1号）及び産学官しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金収支予算書（別記様式第2号）を添付しなければならない。

3 本補助金の交付の申請は、一の補助対象事業につき、1回に限り、行うことができるものとする。

（補助対象事業の完了の期限）

第10条 本補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る補助対象事業を、当該決定の日が属する年度の末日までに完了しなければならない。

（承認を要しない変更）

第11条 規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更

(実績報告書の添付書類)

第12条 規則第18条第1項の補助事業等実績報告書には、産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金事業報告書（別記様式第3号）及び産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金収支決算書（別記様式第4号）を添付しなければならない。

(財産の管理)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した後も、当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けることなく、第2条に定める目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(成果の発表)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該者が実施した補助対象事業の成果について発表を求めることができる。

(本補助金の交付の制限)

第15条 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条各号に掲げる歳入金を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者については、本補助金の交付の対象としない。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）第 10 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に交付の申請がされた産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金（同項において「本補助金」という。）について適用する。
- 3 改正後の要綱別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる本補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた本補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象者
1 学術研究機関又は医療機関との連携により、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業。	中小企業者、協同組合等又は生産者団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するもの
2 中小企業者、協同組合等又は生産者団体との連携により、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業。	県内に所在する学術研究機関（第3条第4号オ及びカに掲げる機関並びに国又は地方公共団体の機関を除く。）又は市内に所在する医療機関

別記

様式第 1 号（第 9 条関係）

産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金事業計画書

申請者名		資本金	
		従業員数	
		設立年月日	
		担当者職氏名	
既存の事業概要			
申請事業			
事業概要	①新製造技術関連 ②バイオテクノロジー関連 ③医療・福祉関連 ④環境関連 ⑤情報・通信関連 ⑥その他 (該当する項目に○を付けること。複数選択可)		
実施場所			
連携者名			
・ 部署名 ・ 担当者職氏名 ・ 内容（※連携内容を具体的に記載すること。）			
・ 部署名 ・ 指導者氏名 ・ 内容（※連携内容を具体的に記載すること）			

事業期間	本補助金の交付の決定を受けた日から 年 月 日まで		
事業の目的・目標			
事業の内容			
・既存技術との相違（新規性及び優位性） ・工業所有権（特許、実用新案等）の見通し			
・市場及びニーズの見通し			
・製品化又は事業化の見通し ・目標価格（コスト）について ・販売ルートについて			
事業実施計画（予定）			
実施項目	予定期日	実施項目	予定期日
	年 月		年 月

添付資料 事業の内容を分かりやすく示す資料、図面、製品デザイン等

様式第2号（第9条関係）

産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金収支予算書

（収入の部）

区 分	金 額（円）	説 明
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
計		

（支出の部）

区 分	金 額（円）	内訳・説明
原材料・副資材費		
機械装置・工具器具費		
外注加工費		
技術指導導入費		
共同研究費		
新事業活動経費		
その他の経費		
計		

備考

- （１）産学官・医工の連携による共同研究等に係る委託契約を締結している場合は、その委託契約の内容を確認することができる書類を添付すること。
- （２）事務用備品（例：汎用備品、ＯＡ機器等）の購入は、補助対象外とする。

様式第3号 (第12条関係)

産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金事業報告書

申請者名	担当者職氏名
事業期間 本補助金の交付の決定を受けた日から 年 月 日まで	
事業の目的	
事業の内容	
事業の経過及び成果 1 事業の経過 2 事業の成果	
事業化の見通し	
残された課題及び今後の取組	

添付資料 事業の成果を確認することができる資料、写真等

様式第4号（第12条関係）

産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金収支決算書

（収入の部）

区 分	予算額	決算額	増減（△）	備考
自己資金	円	円	円	
借入金				
補助金				
その他				
計				

（支出の部）

区 分	予算額	決算額	増減（△）	備考
原材料・ 副資材費	円	円	円	
機械装置・ 工具器具費				
外注加工費				
技術指導 導入費				
共同研究費				
新事業 活動経費				
その他の 経費				
計				

備考

- （１）支出の部については、区分ごとに明細書を作成すること。なお、明細書の項目は、単位、数量、単価、納入年月日、支払年月日、支払先及び備考とすること。
- （２）補助対象経費について、領収書の写しを添付すること。